令和８年厚木市教育委員会３月定例会日程

日時　令和８年３月24日(火)
　　午後２時から
場所　第二庁舎４階教育委員会会議室

１　開会

２　教育長報告

３　審議事項

日程１　議案第７号　厚木市立小・中学校の教職員に関する働き方改革実施計画について
【教育総務課】

日程２　議案第８号　厚木市厚木こどもアート展審査会規則の一部を改正する規則について
【教育指導課】

日程３　議案第９号　厚木市和田傳文学賞審査会規則の一部を改正する規則について
【教育指導課】

日程４　議案第10号　厚木市厚木こども科学賞審査会規則の一部を改正する規則について
【教育指導課】

日程５　議案第11号　厚木市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について
【教育総務課】

日程６　議案第12号　厚木市学校運営協議会規則の一部を改正する規則について
【教育総務課】

日程７　議案第13号　厚木市久保奨学金（令和８年度高校等修学奨学金（第10期生・第11期生））の支給決定について　【教育総務課】

日程８　議案第14号　厚木市教育振興基本計画審議会委員の委嘱について　【教育総務課】

４　報告事項

(1) 事務の臨時代理の報告について（障害のある児童生徒の教育措置について）
【教育指導課】（資料１）

(2) 第３次厚木市教育振興基本計画第１期実施計画について　【教育総務課】（資料２）

(3) 厚木市中学校部活動の在り方検討委員会答申について　【教育指導課】（資料３）

(4) 令和７年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について
【教育指導課】（資料４）

(5) 令和７年度こどもアート展受賞者について　【教育指導課】（資料５）

(6) 厚木市立小・中学校の校長及び教頭の人事異動の内申について【教職員課】（資料６）

(7) 令和８年度教育指導の重点と教職員の研修方針について
【教育指導課・教育研究所・青少年教育相談センター】（資料７）

５　閉会

令和８年３月定例教育委員会教育長報告

令和８年２月17日（火）に開催されました２月定例会以後の主な行事等17件につきまして、御報告申し上げます。

１　２月２１日（土）　　厚木市役所本庁舎　１階　市民ホール
令和７年度　よこて青少年自然文化体験研修出発式
〇参加団員　厚木市子ども会会員（小学校５・６年生）　25人
ほか指導員、救護員等

２　２月２２日（日）　　厚木市立玉川公民館
公民館まつり
〇訪問地区　１地区（玉川）
〇来館者数　玉川公民館　約1,350人（２日間）

３　３月　１日（日）　　厚木市立依知南公民館ほか
公民館まつり、文化作品展示・交流会（荻野）
〇訪問地区　３地区（依知南、睦合南、荻野）
〇来館者数　依知南公民館　約3,500人（２日間）
睦合南公民館　　約850人（２日間）
上荻野分館　　約410人（１日のみ）

４　３月　４日（水）　　厚木市立相川公民館　集会室
戸田小学校総合的な学習の時間発表会「戸田の私　～戸田の今昔物語～」
〇発表者　戸田小学校６年生

５　同　　日　　厚木市立玉川小学校　校庭
せんみ凧揚げ大会
〇参加者　玉川小学校６年生

６　３月　５日（木）　　厚木市役所第二庁舎　５階　教育長室
令和７年度　優良ＰＴＡ文部科学大臣表彰受賞報告会
〇出席者　依知中学校ＰＴＡ会長、依知中学校長

７　３月　８日（日）　　厚木市立小鮎公民館ほか
公民館まつり
〇訪問地区　４地区（小鮎、相川、南毛利、厚木北）
〇来館者数　小鮎公民館　　約1,100人（２日間）
相川公民館　　約2,300人（２日間）
南毛利公民館　約3,200人（２日間）
厚木北公民館　約1,200人（２日間）

８　３月　９日（月）　　厚木市役所第二庁舎　４階　教育委員会会議室
令和７年度　厚木市教育委員会表彰式
〇教育委員会感謝状被贈呈者数　個人　７人、団体　２団体
〇教育長感謝状被贈呈者数　　個人　３人、団体　11団体

９　３月１０日（火）　　厚木市役所第二庁舎　５階　教育長室
厚木市中学校部活動の在り方検討委員会答申（小泉委員長）

10　３月１１日（水）　　厚木市立睦合東中学校　体育館
令和７年度　卒業証書授与式

11　３月１３日（金）　　なかま教室（厚木中学校敷地内）
令和７年度　教育支援教室　卒業の会

12　同　　日　　厚木市役所第二庁舎　４階　教育委員会会議室
令和７年度　教育実践奨励賞贈呈式

13　３月１４日（土）　　レンブラントホテル厚木
第53回厚木市スポーツ人のつどい

14　３月１７日（火）　　厚木市役所第二庁舎　５階　教育長室
令和７年度　神奈川県学校給食優良学校受賞報告
〇出席者　上依知小学校長、栄養士

15　同　　日（３月17日）　厚木市役所第二庁舎　５階　教育長室
令和７年度　かながわ学校給食夢コンテスト
神奈川県学校給食会長賞受賞報告
〇出席者　南毛利小学校児童・保護者、南毛利小学校長

16　３月２３日（月）　　厚木市役所第二庁舎　４階　教育委員会会議室
第15回関東中学校演劇発表会、2026関東中学校演劇コンクール出場表敬訪問
〇訪問者　厚木中学校演劇部生徒、教頭、顧問

17　令和８年厚木市議会第２回会議（２月定例会議）
① 会議期間
２月18日（水）から３月17日（火）まで（28日間）
② 一般質問（２月26日（木）、２月27日（金）、３月２日（月））
17人の議員から質問があり、うち教育委員会関係は７人でした。
〇田口孝男 議員
⑵ 教育行政について
ア　中学校部活動の地域展開について
(ｱ) 令和８年度からの前期改革実行期間における取組は
〇栗山香代子 議員
⑵ 教育行政について
ア　学校給食施設の整備方針について
(ｱ) 見直しの検討状況は。
(ｲ) 南部学校給食センターの今後は。
〇髙田浩 議員
⑶ 学校教育について
ア　今後について
(ｱ) 見解を問う。
〇山口保子 議員
⑵ 教育行政について
ア　学校給食センターの維持管理や整備について
(ｱ) 現状と課題は。
〇山崎由枝 議員
⑵ 教育行政について
ア　発達性読み書き障害（ディスレクシア）について
(ｱ) 市内小・中学校における適切なサポート体制の取組は。

○津森英里花 議員

(2) 教育行政について

ア　教職員の働き方改革に関するアンケートについて

(ｱ) アンケート結果の総括とそこから見えてきた課題は。

(ｲ) 今後の取組は。

○名切文梨 議員

(2) 教育行政について

ア　重大事態発生について

(ｱ) 課題と対応策は。

③ 予算決算常任委員会　環境教育分科会（３月６日（金））

○議案第９号　令和７年度厚木市一般会計補正予算（第９号）

○議案第27号　令和８年度厚木市一般会計予算

○議案第32号　令和８年度厚木市学校給食事業特別会計予算

④ 予算決算常任委員会（３月16日（月））

○議案第９号　令和７年度厚木市一般会計補正予算（第９号）

【可決すべきもの】

○議案第27号　令和８年度厚木市一般会計予算

【可決すべきもの】

○議案第32号　令和８年度厚木市学校給食事業特別会計予算

【可決すべきもの】

⑤ 本会議（３月17日（火））

○議案第９号　令和７年度厚木市一般会計補正予算（第９号）　【可決】

○議案第27号　令和８年度厚木市一般会計予算　【可決】

○議案第32号　令和８年度厚木市学校給食事業特別会計予算　【可決】

議案第７号

厚木市立小・中学校の教職員に関する働き方改革実施計画について

厚木市立小・中学校の教職員に関する働き方改革実施計画を別紙のとおり定める。

令和８年３月２４日提出

厚木市教育委員会
教育長　　佐　後　佳　親

提案理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が令和８年４月に施行されることから、本市の教職員の業務適正化や働き方の見直しを通じて、教職員がやりがいと誇りを持って教育活動に専念できる環境を整えることを目指し、厚木市立小・中学校の教職員に関する働き方改革実施計画を策定する。

別紙

厚木市立小・中学校の教職員に関する働き方改革実施計画

令和８年３月

厚木市教育委員会

目　次

１　計画策定の趣旨……１

２　計画の位置付け……１

３　本市の現状……１

４　目標……２

５　計画の期間……２

６　働き方改革に関する取組の基本的な考え方……２

７　働き方改革に関する取組の内容……３

８　関連する取組・今後のフォローアップについて……７

１　計画策定の趣旨

近年、小・中学校の教職員の業務は多様化・複雑化しており、全国的に教職員の多忙化が問題となっています。本市では、教職員が児童・生徒一人一人と向き合うための時間を確保し、より良い教育環境を実現するため、令和２年３月に「厚木市立小・中学校における働き方改革に関する方針」（以下「方針」という。）を定め、厚木市立小・中学校（以下「小・中学校」という。）の教職員の負担軽減に取り組んできました。

こうした中、令和７年６月に、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進や教員の処遇の改善を図ること等を目的として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正され、教育委員会に対して教員の業務量管理・健康確保措置を実施するための計画の策定及び公表並びに当該計画の実施状況の公表が義務付けられたことから、「厚木市立小・中学校の教職員に関する働き方改革実施計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

本計画では、教職員の業務の適正化や働き方の見直しを通じて、教職員がやりがいと誇りを持って教育活動に専念できる環境を整えることを目指します。教職員が持つ専門性や教育にかける情熱を児童・生徒に向けることができる学校づくりを進めるため、本計画に基づき、計画的かつ継続的に働き方改革を推進します。

２　計画の位置付け

本計画は、改正後の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「改正法」という。）第７条の規定により策定された国の業務量管理・健康確保措置に関する指針（以下「国指針」という。）に即して、改正法第８条の規定に基づき策定する計画です。

また、本計画は、「第３次厚木市教育振興基本計画」の基本方針の一つである「基本方針２　安心・安全に、共に学ぶことができる教育環境の整備」に基づき、小・中学校における働き方改革を具体的かつ計画的に進めるための指針として位置付けます。

３　本市の現状

本市では、方針に基づき、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

こうした取組の結果、令和６年度における本市の教職員の時間外在校等時間の状況は、次のとおりです。

	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合	年360時間を上回る割合
小学校	28.0%	3.1%	54.4%
中学校	49.1%	16.1%	77.1%

時間外在校等時間が月45時間を超える割合は小学校で28.0%、中学校で49.1%と多くなっています。令和７年度に行った「働き方改革に関するアンケート」によると、特に、部活動指導や成績処理、保護者対応等の業務の負担感が大きくなっており、業務の見直しや多忙化緩和のための取組を推進することにより、教育の質の向上のために時間的余裕を創出することが必要です。

４　目標

本計画における目標は、次のとおりです。神奈川県教育委員会において令和７年３月に改訂された「神奈川県の教員の働き方改革に関する指針」に基づき、各市町村と共通で令和 11 年度までに達成すべき目標を設定しています。

(1) 長時間勤務の是正

ア	時間外在校等時間　月 45 時間超の教職員の割合　０％
イ	時間外在校等時間　年 360 時間超の教職員の割合　０％

(2) ウェルビーイングの向上

ア	「現在の職場を働きやすい職場」と感じている教職員の割合　90%以上
イ	「仕事にやりがいがある」と感じている教職員の割合　95%以上

(3) 目標設定に関する留意事項

ア　時間外在校等時間が、月 45 時間となるまで業務を行うことを推奨するものではありません。

イ　時間外在校等時間の上限時間を遵守することや、計画に定める目標を達成するために、自宅等への持ち帰り業務を増加させることがあってはなりません。

５　計画の期間

令和８年度から令和 11 年度までの４年間とします。

６　働き方改革に関する取組の基本的な考え方

これまでに進めてきた働き方改革の取組について、更なる工夫や改善をしながら継続して取組を進めます。

また、令和７年度に全面改正された国指針に新たに位置付けられた、「学校と教師の業務の３分類」に基づき、業務の見直し及び多忙化を緩和する取組を進めます。

なお、現段階では取組としていない事項についても、教職員の負担軽減に有効と思われる取組については、学校現場の声を聴きながら、積極的に研究を進め、目標達成に向けて取り組みます。

７　働き方改革に関する取組の内容

本計画では、国が示す「学校と教師の業務の３分類」を踏まえ、本市の実情に応じて、優先的に見直す業務や適正化を図るべき業務を整理するとともに、主として取組を進める教育委員会事務局の担当課等を併記しています。

(1)「業務の３分類」を踏まえた業務の見直し

ア　学校以外が担うべき業務

(ｱ) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等【学務課】

登下校における日常的な見守り活動等は学校以外が担うべき業務であり、既に本市では、保護者・地域住民による見守りが行われています。引き続き保護者等に理解・協力を求めるとともに、担い手不足等地域ごとに生じた課題の解決に向け、コミュニティスクール活動の推進や地域学校協働活動での検討を推進します。

(ｲ) 放課後から夜間等における校外の見回りや対応【教育指導課・青少年教育相談センター】

本市では、青少年の問題行動の早期発見・指導を行うため、社会教育指導員による巡回及び街頭指導のほか、青少年相談員による地区巡回及び声掛けを行っています。

また、学校警察連絡協議会による地域での情報共有や、学校警察連携制度による警察と連携した児童・生徒への指導及び支援を引き続き実施します。

(ｳ) 学校徴収金等の徴収・管理【教育総務課】

現在、教材費等の学校徴収金は、学校ごとに種目や金額が異なるため、徴収に関する管理業務を学校が担っており、口座振替の推奨をしていますが、一部の学校では現金による徴収を行っている状況です。

学校で現金を取り扱うことに伴うトラブルの防止や教職員が現金を管理する負担を軽減するため、口座振替の全校導入を進めるとともに、公会計化に向けた課題の整理を行います。

(ｴ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では困難な事案への対応【教育総務課・教育指導課】

学校は、児童・生徒の健やかな成長を共に支えている保護者や地域住民の相談等に応じ、常に良好な関係づくりに努めていますが、社会通念を超える対応については、次のとおり対応し、教職員の負担軽減を図ります。

a　保護者等からの要望・意見への対応において、教職員・保護者等のお互いの発言を正確に記録できるようにするため、学校電話に録音機能を設置することを検討します。

b　本市では、教育委員会内に教育法務担当（弁護士）を配置し、学校現場で発生する諸課題に対し、学校が法的側面からの助言を得られる環境を整備しています。学校からの相談対応や、保護者対応時の同席等、学校と教育法務担当との連携の推進により、教職員の心理的負担の軽減を図ります。

c　学校管理職経験者等による学校問題解決支援コーディネーターを配置し、学校のケース会議等において保護者との面談を行う等、学校だけでは解決が難しい事案の解決策を整理・提示する環境の整備について検討します。

イ　教職員以外が積極的に参画すべき業務

(ｱ) 調査・統計等への回答【教育総務課】

a　国・県等からの調査については、できる限り教育委員会で回答することを教育委員会内に周知します。学校において回答が必要な調査等は、調査回数の縮減や回答方法の工夫等による更なる負担軽減を図ります。

b　こども大綱の策定により、こどもに関する施策についてこどもの意見を聴き、反映することが求められていますが、アンケートの実施が授業時間の圧迫や教職員の負担につながっています。必要性や回数を教育委員会で精査した上で、アンケート実施のガイドラインを随時見直します。

c　夏期休業中に募集される児童・生徒対象のポスター、作文、標語等のコンクール提出に係る取りまとめについては、ワーキンググループによる作品回収等で教職員の負担軽減に取り組んでいますが、今後、児童・生徒が学校を介さずにコンクールに直接応募できる体制を整え、更なる負担軽減を図ります。

(ｲ) 学校の広報資料　・ホームページの作成・管理【教育総務課・教育研究所】

年度当初におけるホームページのコンテンツ更新について、教職員の負担軽減につながる取組を検討します。

また、児童・生徒の様子を日常的に投稿するコンテンツ（学校日記等）は、更新に係る業務負担及び児童・生徒の写真への映り込み等への配慮の必要性が増している現状を踏まえ、内容を精査していきます。

(ｳ) ＩＣＴ機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理【教育研究所】

教職員用端末及びＧＩＧＡスクール端末の維持管理、破損・不具合等に係る運用保守業務を引き続き行います。

また、学校が行う日常的な台数確認等の管理業務について、作業の精選及び効率化を図ります。

(ｴ) 学校プールや体育館等の施設・設備の管理【教育総務課・学校施設課】

a　本市では、学校体育施設開放事業として、校庭及び体育館の休日・夜間開放を実施しています。学校施設開放に伴う教職員の負担がより軽減されるよう、課題を整理していきます。

b　令和５年度に策定した「厚木市立小・中学校の水泳授業及びプールの在り方に関する基本方針」に基づき、民間プール等を活用し、小学校の水泳授業の委託化を引き続き進めます。

(ｵ) 校内清掃【学校施設課】

校内清掃の中でも特に高所作業を伴うものについては、教職員の安全衛生管理上、教職員以外が積極的に参画する業務と位置付け、エアコン清掃等について、委託化等を検討していきます。

また、児童・生徒が行う日常清掃は、回数や日課の見直し等について検討します。

(ｶ) 部活動【教育指導課】

附属機関である「厚木市中学校部活動の在り方検討委員会」において、部活動の今後の在り方及び地域クラブ活動への展開に関することについて調査・審議を進めています。令和８年度中に「（仮称）部活動地域展開推進計画」を策定し、国が示している令和 13 年度までの休日における地域展開について、前倒しで進めます。

ウ　教職員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

(ｱ) 学習評価や成績処理【教育総務課・教育指導課・教育研究所】

a　令和８年度中に全中学校にデジタル採点システムを導入し、定期テスト等における採点業務の負担軽減を図ります。

b　評価方法の効率化に向け、引き続き指導及び助言を行います。

(ｲ) 学校行事の準備・運営【教育指導課】

教育課程編成に係る学校行事の精選において、引き続き指導・助言を行います。

(ｳ) 支援が必要な児童・生徒及びその家庭への対応【教育指導課・青少年教育相談センター】

これまでの学校への人的支援の取組※を引き続き推進するとともに、日本語初期指導を学校で実施することや、フリールームモデル校の拡大、こころスマイル支援員の配置時間の増加の検討を進めます。

不登校等により家庭にひきこもりがちにある児童・生徒及びその家庭については、現在、家庭訪問相談員を活用し、登校支援や教育相談を行っています。また、複合的な課題を抱えるケースについては、教育ネットワークコーディネーターを活用し、学校・家庭・関係機関との連携・調整を行い、児童・生徒及びその家庭が置かれている環境全体に働きかけた支援を進めます。

※ 特別支援教育介助員・学習支援員の配置、医療的ケア児に看護師介助員又は訪問看護師の配置、日本語指導プレクラスにおいて日本語初期指導を実施、スクールカウンセラー・こころスマイル支援員の配置、フリールームモデル校の非常勤講師配置

(2) 働き方改革への支援

教職員の負担軽減を進めるためには、学校現場における業務の効率化及び精選が欠かせません。各学校における効果的な取組等については、積極的に共有し、全小・中学校に情報を発信します。

(3) 働き方改革への理解促進

保護者、地域住民、教職員等に対し、教職員の働き方改革に関して理解を深められるよう、様々な機会を捉え、積極的に情報提供を行います。

(4) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

ア　労働安全衛生法に基づき、１か月当たり 80 時間を超える時間外労働を行う等の要件に該当した教職員に対し、医師による面接指導を実施します。

イ　全小・中学校でストレスチェックを実施し、実施後の集団分析の結果等の活用により職場改善を推進します。

８　関連する取組・今後のフォローアップについて

(1) 取組状況の公表・報告

取組の着実な実行を図るため、小・中学校の教職員の在校等時間の状況や本計画の取組実施状況等について、毎年度、教育委員会定例会及び総合教育会議において報告するとともに、市ホームページで公表します。

(2) 実施計画取組進行管理シートの作成・管理

取組を確実に実行するため、また、学校現場の状況等を踏まえ新たな取組について検討するため、実施計画取組進行管理シートを作成し、毎年度見直しを行いながら、取組の進捗を管理します。

(3) 各小・中学校における状況・課題の把握

教育委員会において、各小・中学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聴き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校に対しては、速やかな状況の改善を目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。

(4) 目標の達成状況の把握

時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、本市で導入している校務支援システムにより教職員の出退勤時間等を管理し、把握していきます。その他の目標については、神奈川県において実施している「働き方改革に関するアンケート」の指標を用い、把握します。

(5) 取組の周知と協力体制の構築

各小・中学校における働き方改革が進むよう、教職員へ本計画の周知を行うとともに、教育委員会からの支援を強化します。

各小・中学校においては、本計画に基づく取組内容をまとめ、学校運営協議会の承認を得る必要があることから、校長を始めとした管理職のリーダーシップの下、教職員、地域、保護者及び教育委員会が一体となって取組を進めます。

厚木市こどもアート展審査会規則の一部を改正する規則

厚木市こどもアート展審査会規則（平成30年厚木市教育委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「１年以内」を「２年以内」に改める。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

参考資料

新旧対照表

新	旧
（任期） 第3条　委員の任期は、2年以内において教育委員会が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2　略	（任期） 第3条　委員の任期は、1年以内において教育委員会が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2　略

厚木市和田傳文学賞審査会規則の一部を改正する規則

厚木市和田傳文学賞審査会規則（平成30年厚木市教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「１年以内」を「２年以内」に改める。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

参考資料

新旧対照表

新	旧
（任期） 第3条　委員の任期は、2年以内において教育委員会が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2　略	（任期） 第3条　委員の任期は、1年以内において教育委員会が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2　略

厚木市厚木こども科学賞審査会規則の一部を改正する規則

厚木市厚木こども科学賞審査会規則（平成30年厚木市教育委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「１年以内」を「２年以内」に改める。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

参考資料

新旧対照表

新	旧
（任期） 第3条　委員の任期は、2年以内において教育委員会が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2　略	（任期） 第3条　委員の任期は、1年以内において教育委員会が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2　略

厚木市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

厚木市教育委員会公告式規則（平成元年厚木市教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「記入して、教育長が署名しなければならない」を「記入しなければならない」に改め、同条第２項中「に規定する掲示場に掲示して」を「の例による方法で」に改める。

第３条を次のように改める。

（規程等の公表）

第３条　前条の規定は、規程、告示又は公告の公表について準用する。

附　則

１　この規則は、令和８年４月１日から施行する。

２　この規則による改正後の厚木市教育委員会公告式規則の規定は、この規則の施行の日以後に公布する規則又は公表する規程、告示若しくは公告について適用し、同日前に公布する規則又は公表する規程、告示若しくは公告については、なお従前の例による。

参考資料

新旧対照表

新	旧
(規則の公布) 第2条　規則を公布するときは、公布の旨の前文、年月日及び教育委員会名を記入しなければならない。 2　規則の公布は、厚木市公告式条例(昭和30年厚木市条例第1号)第2条第2項の例による方法で行う。 (規程等の公表) 第3条　前条の規定は、規程、告示又は公告の公表について準用する。	(規則の公布) 第2条　規則を公布するときは、公布の旨の前文、年月日及び教育委員会名を記入して、教育長が署名しなければならない。 2　規則の公布は、厚木市公告式条例(昭和30年厚木市条例第1号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行う。 (規程等の公表) 第3条　規程、告示又は公告を公表するときは、公表の旨の前文、年月日、教育委員会名及び教育長名を記入し、教育長印を押さなければならない。 2　前条第2項の規定は、前項の規程、告示及び公告に準用する。

厚木市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

厚木市学校運営協議会規則（平成26年厚木市教育委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

(3) 業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

参考資料

新旧対照表

新	旧
(基本方針の承認等) 第4条　対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得るものとする。 (1)及び(2)　略 (3)　業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。 (4)　略 2～4　略	(基本方針の承認等) 第4条　対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得るものとする。 (1)及び(2)　略 (3)　略 2～4　略

議案第１３号及び
第１４号については、
非公開案件となります。